

令和3年11月10日

令和3年

上毛町農業委員会11月期定例総会議事録

上毛町農業委員会

上毛町農業委員会 11月期定例総会議事録

1.日 時 令和3年11月10日（水）午前9時00分

2.場 所 上毛町役場 大会議室

3.出席委員及び欠席委員

出席委員 21名 欠席委員 1名

●出席委員の氏名

農業委員			農地利用最適化推進委員		
1番	奥野 和浩	○	15番	坪根 和雄	○
2番	水嶋 久夫	○	16番	向本 忠久	○
3番	八坂 龍臣	○	17番	小川 清志	○
4番	宮秋 伸一	○	18番	木下 益美	○
5番	志摩 昌子	○	19番	磯田 三好	○
6番	前田 数彦	○	20番	青島 牧人	欠
7番	横山 健一	○	21番	久元 一仁	○
8番	山本 直子	○	22番	福田 政典	○
9番	今瀬 一高	○			
10番	久保 博文	○			
11番	喜多代 洋一	○			
12番	緒方 正行	○			
13番	松下 隆光	○			
14番	宮本 健一	○			

●事務局 事務局長 垂 水 勇 治 ○
林 充 彦 ○
向 本 泰 一 ○

4.議 案

- 議案第59号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第60号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定について
- 議案第61号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定について
- 議案第62号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について
- 議案第63号 非農地判断の決定について(農地パトロール)
- 議案第64号 非農地判断の決定について

5.その他 ・現地確認について
・12月期定例総会日程について

会議の経過

令和3年11月10日(水)午前9時00分開会

- 議長 皆さん、おはようございます。
本日は、農業委員会11月期定例総会を開催致しましたところ、委員のみなさまにおかれましては、何かとご多用の中、ご出席くださいまして誠にありがとうございます。
本日は、青島委員が欠席です。
上毛町農業委員会会議規則第6条の規定により、定足数に達しておりますので、只今から11月期定例総会を開催いたします。
議事録署名委員の指名をいたします。
議席7番横山委員、議席8番山本委員を指名いたします。よろしく申し上げます。
それでは、議案の審議に入ります。
議案第59号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。
事務局説明をお願いします。
- 事務局 はじめに、本日総会終了後に、B分類農地の現地確認を行います。
横山委員、奥野委員、緒方委員、福田委員、木下委員は総会終了後に役場駐車場に集合をお願いします。
それでは資料の2ページをお願いします。
議案第59号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。
今期分については賃貸借権25件でございます。
期間は8ヶ月、3年、5年、6年となっております。
対象作物は水稻等でありまして、面積は田が38,470㎡です。
筆数は25筆で貸し手12名、借り手7名となっております。
賃借料でございますが、現金では反当8,000円～10,000円となっております。
現物では、60kgとなっております。
次のページから申出各筆明細一覧表をお付けしております。
それから、5ページの農業経営基盤強化促進法第18条調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
これで説明を終わります。
- 議長 事務局の説明が終わりました。
質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。
(質疑なし)
無いようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第59号については、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議案第60号農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 資料の6ページをお願いします。

議案第60号農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてでございます。

契約の種類は贈与で、申請農地は大字百留27番1ほか1筆、地目は田と畑で、面積は計3,249㎡です。

譲渡人は、中間市の●●さんで、

譲受人は、大字百留の●●さんです。

譲受人の権利取得後の経営農地面積は、28,598㎡です。

次のページに農地法第3条調査書を添付しています。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると言えます。

位置図・箇所図は8ページから10ページのとおりです。

申請農地は百留地区の県道沿いの整備田と、池田池下の未整備の畑です。これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。本案件については久保委員が地区担当となりますが、いかがでしょうか。

久保委員 事務局説明のとおりです。審議のほどをお願いします。

議長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

無いようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第60号については、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議案第61号農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 資料の11ページをお願いします。
議案第61号農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてでございます。
契約の種類は贈与で、申請農地は大字土佐井1453番、地目は畑で面積は324㎡です。
譲渡人は、大字土佐井の●●さんで、譲受人は、大字土佐井の●●さんです。
譲受人の権利取得後の経営農地面積は、13,806㎡です。
次のページに農地法第3条調査書を添付しています。
農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると言えます。
位置図・箇所図は13、14ページのとおりです。
申請農地は土佐井地区の大迫池下の整備済みの畑です。
これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。本案件については、奥野委員が地区担当となりますが、いかがでしょうか。

奥野委員 10月14日に現地確認に行ってきました。事務局の説明どおりでした。審議のほど宜しくをお願いします。

議長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。
(質疑なし)
無いようですので採決に入りたいと思います。
本議案に賛成の委員の挙手を求めます。
(委員挙手)
ありがとうございます。全会一致により議案第61号については、原案のとおり可決決定されました。
つづきまして、
議案62号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題といたします。
事務局説明をお願いします。

事務局 資料の15ページをお願いします。
議案第62号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてでございます。
契約の種類は売買で、申請農地は大字宇野409番1、地目は田で、面積は1,330㎡です。
譲渡人は、大字宇野の●●さんで、譲受人は大字宇野の●●さんです。
理由としては、古物商を営む方の古物置場用地確保のためです。

一般基準としての転用の確実性については、事業計画書等により確実と思われる。

附近農地に対する被害の有無については、隣接農地及び水利関係者の承諾を得ております。

農地の区分は、10ha以上の一団の区域内に位置する第1種農地ですが、周辺地域に居住する方の業務上必要な施設であり、集落に接続して設置されるものであることから、例外的に許可可能と判断します。

位置図、箇所図は16、17ページのとおりです。

申請農地は、大字宇野の町道沿いに位置します。

これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。本案件については、水嶋委員が地区担当となりますが、いかがでしょうか。

水嶋委員 確認しました。説明どおりで、間違いありません。審議のほど 宜しく願います。

議長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

宮秋委員 譲受人の今現在の仕事は何ですか。

水嶋委員 会社員です。

宮秋委員 古物はどんなものですか。大きいのか小さいのか。

水嶋委員 資材とか建設機材とかです。現在より1mくらい埋めあげるようです。

宮秋委員 テレビであるような古物ではないのですね。

議長 他にないですか。
ないようですので採決に入りたいと思います。
本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第62号については、原案のとおり可決決定されました。

つづきまして、
議案第63号非農地判断の決定について(農地パトロール)を議題といたします。
事務局説明をお願いします。

事務局

資料の18ページをお願いします。

議案第63号非農地判断の決定についてでございます。

10月の定例総会で報告させていただいた、農地パトロールにおいて再生利用が困難と判断した農地について、非農地判断の是非を総会にお諮りさせていただきます。

19ページは西友枝2297番1ですが、20ページの写真のとおり斜面のみの土地でして農地としての再生利用は困難であり、非農地と判断します。

21ページは東上2634番ですが、22ページの写真のとおり再生利用は困難と思われ、非農地と判断します。

23ページは原井1559番1ですが、24ページの写真のとおり再生利用は困難であり、非農地と判断します。

25ページは原井1694番1ですが、26ページの写真のとおり再生利用は困難であり、非農地と判断します。

27ページは原井1909番ですが、28ページの写真のとおり古い航空写真で確認したところ平成6年度には既に現在の状況であり、20年以上経過しているため、非農地と判断します。

以上、5筆については、現地確認の上非農地と判断しましたので、総会の議決を求めるものです。

以上でございます。

議長

事務局の説明が終わりました。本案件については、3地区での農地パトロールにおける結果を議題としていますのでよろしくをお願いします。

質疑に入ります。

何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第63号については、原案のとおり可決決定されました。

つづきまして、

議案第64号 非農地判断の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局

資料の29ページをお願いします。

議案第64号 非農地判断の決定についてでございます。

9月に引き続いて、再生利用が困難とされているB分類農地について4名の委員の方と現地確認を実施しましたので、結果を報告させていただきます。

非農地判断の決定についてご審議いただくものです。

大字東上において13筆について、10月11日に
宮本会長、八坂委員、喜多代委員、青島委員と事務局にて
現地を確認しました。

30ページは東上107番地ですが、31ページの写真のとおり作付けされて
おりませんが維持管理されており、農地と判断します。

32ページは東上541番3ですが、33ページの写真のとおり農地として
利用されており、農地と判断します。

34ページは東上547番ですが、35ページの写真のとおり再生利用は困難で
あり、非農地と判断します。

36ページは東上642番1ですが、37ページの写真のとおり再生利用は困難で
非農地と判断します。

38ページは東上653番ですが、39ページの写真のとおり再生利用は困難で
あり、非農地と判断します。

40ページは東上664番1ですが41ページの写真のとおり再生利用は困難で
あり、非農地と判断します。

42ページは東上1022番2ですが43ページの写真のとおり農地として利用
されており 農地と判断します。

44ページは東上1263番ですが、45ページの写真のとおり農地として利用
されており 農地と判断します。

46ページは東上2395番ですが、47ページの写真のおとり再生利用は困難で
あり、非農地と判断します。

48ページは東上2396番ですが、49ページの写真のとおり再生利用は困難で
あり、非農地と判断します。

50ページは東上2399番1ですが、51ページの写真のとおり再生利用は困難で
あり、非農地と判断します。

52ページは東上2509番ですが、53ページの写真のとおり再生利用は困難で
あり、非農地と判断します。

54ページは東上2512番ですが、55ページの写真のとおり再生利用は困難で
あり、非農地と判断します。

以上13筆のうち、4筆は農地に戻し、9筆は非農地と判断しましたので
総会の議決を求めます。

以上でございます。

議長 事務局の説明が終わりました。本案件については、農業委員3名
と最適化推進委員1名にて現地確認をしています。

代表して喜多代委員より意見を求めます。

喜多代委員 4名で現地確認した結果、事務局説明のとおり農地として4筆、非農地と判断

したのが9筆です。

宜しくお願いします。

議長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めたいと思います。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第64号については、原案のとおり可決決定されました。

以上で本日予定していた議案の審議は終わりました。

その他について事務局からお願いします。

事務局 では、その他について事務局から申し上げます。

来月の現地確認は原井、上唐原地区です。参加いただくのは久保委員、山本委員、水嶋委員、福田委員です。

宜しくお願いします。

次回12月期の定例総会は、12月10日(金)を予定しております。

事務局からは以上です。

議長 委員の方から何かありましたらお願いします。

(委員なし)

それでは、11月期定例総会を終わります。

令和3年11月10日 午前9時40分閉会